

職業安定法が改正され、労働者の募集を行う際のルールが変わります。

求人企業に対して、
ます。

の的確な表示が義務付けられ

・
・ 求人情報を

はしてはなりません。
保たなければなりません

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、
ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、
放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送等

以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- ・ したら、速やかに する。
例：自社の採用ウェブサイト等を速やかに更新する。
- ・ の募集情報等提供事業者を は、
する。
- ・ 。
- 例：募集を開始した時点、内容を変更した時点 等
- ・ 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、
する。

自社に関する情報についても、以下のような表示をしないようにする必要があります。

- × 上場企業でないにも関わらず、上場企業であると表示する。
- × 実際の業種と異なる業種を記載する。

以下のような場合は に該当する場合があります。

×

- 実際に募集を行う企業と別の企業の名前で求人を掲載する。
- 「正社員」と謳いながら、実際には「アルバイト・パート」の求人であった。
- 実際の賃金よりも高額な賃金の求人を掲載する。

虚偽の表示ではなくとも、 は、 に該当します。例えば以下のような点に留意してください。また、求人情報の提供の段階でも、 ことが望ましいものです。

業務内容	一般事務 …①
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	本社（●県●市●-●） 又は △支社（△県△市△-△）
就業時間	9:00～18:00
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間）
賃金	月給 20万円（ただし、試用期間中は月給19万円） …②
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社 …③
派遣労働者として雇用する場合	雇用形態：派遣労働者ではない

職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはなりません。

- × 営業職中心の業務を「事務職」と表示する
- × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのように表示する
- × フリーランス（委託）の募集と雇用契約の募集を混同する

固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間数等を明示せず、基本給に含めて表示してはなりません。

- × 【月給】 32万円
- 【基本給】 25万円 【固定残業代】 7万円
- ※時間外労働の有無に関わらず、15時間分支給。15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給します。

優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしてはなりません。

- × A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としています。」と表示

モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示してはなりません。

- × 【給与】 400万円～【モデル給与】 1000万円～（社内で特に給与が高い労働者の給与を全ての労働者の給与であるかのように例示）
- 【給与】 400万円～600万円
- 【給与】 400万円～600万円【モデル給与】 555万円（同職種社員の給与の平均を例示）

求職者の

する際には、

にしなくてはなりません。

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

×

- グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示。
- 「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
- 「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示。

労働者の募集のために必要な範囲で求職者の個人情報を収集・使用・保管する必要があります。

×

- 求人と関係のないサービスに入会させるために使用する。
- 他社の採用選考のために使用する。
- 選考過程の分析のために個人情報を匿名化・統計処理する。
- 面接の日程に関する連絡に使用する。



- で、求職者の しなくてはなり
ません。
- 業務上知り得た
- 求職者の個人情報を

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & Aを公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html



職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
山 形	需給調整事業室	023-676-4618	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239		需給調整事業第二課	052-685-2555	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	鹿 児 島	需給調整事業室	099-803-7111
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707			
富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017			

厚生労働省では、一定の基準を満たした派遣会社、職業紹介会社を優良・適正事業者として認定しています。各制度の認定事業者は、以下のウェブサイトから確認できます。

認定事業者を検索！



<https://yuryohaken.info/certification/>



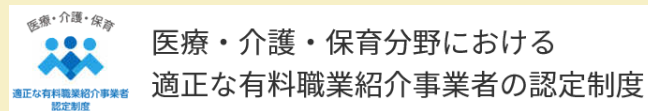
認定事業者を検索！



<https://www.jesra.or.jp/yuryoshokai/certification/index.html>



認定事業者を検索！



<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/certifications/>



厚生労働省委託事業
人材サービス総合サイト

HOME 問い合わせ先 サイトマップ
文字の大きさ [A][A+]

許可・届出事業所の検索
労働者派遣事業

許可・届出事業所の検索
職業紹介事業

